

保育所最低基準の緩和見直しに関する意見書

平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画において、児童福祉施設の最低基準を条例に委任することとされました。保育所に関しては、最低基準の根幹となる保育士の配置基準、居室面積基準、保育の内容、調理室等は国の基準を従うべき基準とし、その他の事項は、国の例示する基準を参酌すべき基準とすることから、基本的に自治体の判断で定められるものとされています。

そもそも最低基準は、全国一律に国において規定され、国において常に向上させるよう努めるものとされており、昭和23年に定められたまま、これまで、改善されずに現在に至っている状況があります。

また、居室面積基準については、東京等の一部の区域では、待機児童解消までの一時的措置として、地域の実情に応じた異なる内容を定めることが許容されますが、施設数の増でなく面積基準の弾力化では、子供の安全や成長・発達を脅かしかねないと危惧もされます。

全国一律の基準を維持し保育の質を確保するのは国の責任であり、最低基準の緩和により質の低下を招くこと、また、その責任を自治体や保育現場に押し付けることは許されません。

よって、政府におかれては、子どもの福祉の後退につながりかねない保育所最低基準の緩和については見直すよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年3月3日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

核兵器の廃絶と恒久平和実現を求める意見書

核兵器の廃絶と恒久平和の実現は、私たち被爆国民の心からの願いであります。

しかし核兵器は未だに世界に約2万数千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない状況にあります。

こうした中、オバマ米国大統領は、2009年4月にプラハで行った演説で、核兵器を唯一使用した国の道義的責任を表明し、平和で安全な「核兵器のない世界」を提唱しました。さらに、同年9月には、国連安全保障理事会で核軍縮・不拡散決議を全会一致で採択したことは、歴史的に大きな前進と考えられます。

よって、このような機運を捉え、政府におかれては、唯一の被爆国として、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える本年の核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、国際社会に働きかけ、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるように、主導的役割を果たすことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年3月3日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

学校施設の耐震化に係る財政措置の拡充に関する意見書

現在、本市では、学校施設耐震化事業を重要課題と位置づけ、平成19年度に策定した尼崎市立学校施設耐震化推進計画（完了目標：平成27年度）に基づき、限られた財源の中にあっても優先的に配分を行い、当該事業の推進に鋭意取り組んでおります。

しかしながら、本市の学校施設は、新耐震基準施行（昭和56年）以前に建設された学校施設（小中学校）が84%を占めているなど、兵庫県下の平均58%（全国平均60%）に対しても対象となる施設数が多くなっております。現在、大半の施設で耐震診断調査（2次診断）を実施している状況にあり、耐震化工事に着手できる事業ストックが限られていることから、国が求めている耐震化事業の加速化を図り、平成23年度までに耐震化を完了させることが困難な状況になっております。

また、本市では、施設構造上の特殊性等から、事業期間が長期におよぶ改築（建替）に工法を変更せざるを得ない事案が多く、更に改築件数の増加が見込まれるとともに、今後の耐震診断結果に基づいて、順次、耐震化工事に着手していくまでにはなお一定の期間を要することから、現在、平成22年度末までの時限措置が講じられている国庫補助率の嵩上げや地方財政措置等の国の緊急支援策を十分に活用できないのが実態です。

本市においては、地震防災対策特別措置法の適用期間内に可能な限りの事業推進を図ったとしても、平成22年度末に耐震化が完了できる学校施設は限られており、引き続き、国の財政支援が必要不可欠であります。

よって、政府におかれましては、現在、平成22年度末までとな

っている、地震防災対策特別措置法について、法期限及び同法に規定する国庫補助率の嵩上げ措置の適用期間を、さらに平成27年度末までの5年間延長するよう強くお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年3月25日

尼崎市議会議長

関係大臣あて